

議案等の部

議 案 等 の 部 目 次

1 議 案

(1) 知事提出議案

(令和 7 年 9 月 25 日上程・令和 7 年 10 月 10 日可決)

第 1 号 令和 7 年度長野県一般会計補正予算（第 3 号）案	1
第 2 号 令和 7 年度長野県林業改善資金特別会計補正予算（第 1 号）案	9
第 3 号 令和 7 年度長野県流域下水道事業会計補正予算（第 1 号）案	11
第 4 号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案	13
第 5 号 長野県県税条例の一部を改正する等の条例案	15
第 6 号 長野県宿泊税条例の一部を改正する条例案	16
第 7 号 長野県公営企業の設置及びその経営の基本並びに財務等の特例に関する条例の一部を改正する条例案	19
第 8 号 県営水道条例の一部を改正する条例案	20
第 9 号 特定都市河川浸水被害対策法に基づく雨水貯留浸透施設等の標識の設置の基準に関する条例案	21
第 10 号 交通事故に係る損害賠償について	23
第 11 号 県営中山間総合整備事業野々海水路トンネル工事変更請負契約の締結について	25
第 12 号 県営農村地域防災減災事業木島地区排水機場改修工事請負契約の締結について	26
第 13 号 県営農村地域防災減災事業真島排水機場改修工事変更請負契約の締結について	27
第 14 号 一般県道大野田梓橋停車場線災害防除工事（八景山 2 工区上部工）変更請負契約の締結について	28
第 15 号 道路上の事故による損害賠償請求事件に係る和解について	29
第 16 号 道路上の事故に係る損害賠償について	31
第 17 号 道路上の事故に係る損害賠償について	33

第 18 号 除雪ドーザの購入について	35
第 19 号 除雪トラックの購入について	36
第 20 号 凍結防止剤散布車の購入について	37
第 21 号 主要地方道開田三岳福島線道路改築工事（小島トンネル）請負契約の締結について	38
第 22 号 一般県道市ノ沢山吹停車場線道路改築工事（新万年橋） 変更請負契約の締結について	39
第 23 号 令和 2 年公共土木施設災害復旧工事（足瀬 3 工区）変更 請負契約の締結について	40

(令和 7 年 9 月 25 日上程・令和 7 年 10 月 10 日継続審査)

第 24 号 令和 6 年度長野県一般会計及び特別会計の決算の認定に ついて	41
第 25 号 令和 6 年度長野県企業特別会計剰余金の処分及び決算の 認定について	42

(令和 7 年 9 月 25 日上程)

報第 1 号 交通事故に係る損害賠償の専決処分報告	45
報第 2 号 交通取締り中の事故に係る損害賠償の専決処分報告	47
報第 3 号 交通事故に係る損害賠償の専決処分報告	49
報第 4 号 交通事故に係る損害賠償の専決処分報告	51
報第 5 号 道路上の事故に係る損害賠償の専決処分報告	53
報第 6 号 道路上の事故に係る損害賠償の専決処分報告	66
報第 7 号 河川隣接地の事故に係る損害賠償の専決処分報告	70
報第 8 号 高等学校敷地内の事故に係る損害賠償の専決処分報告	72
報第 9 号 道路上の事故に係る損害賠償の専決処分報告	74
報第 10 号 交通事故に係る損害賠償の専決処分報告	76

(令和 7 年 9 月 30 日上程・令和 7 年 10 月 3 日可決)

第 26 号 土地利用審査会委員の選任について	43
第 27 号 教育委員会委員の選任について	44

(2) 議員提出議案

(令和7年10月3日上程・同日可決)

議第1号 私学助成の一層の拡充を求める意見書（案）	78
議第2号 地域における食肉流通体制の維持を求める意見書（案）	79
議第3号 地方議会議員の厚生年金加入のための法整備を求める意見書（案）	80
議第4号 上下水道管の老朽化対策の更なる推進を求める意見書（案）	81
議第5号 療育手帳制度の運用の統一化を求める意見書（案）	82
議第6号 持続可能な地域医療体制の確保に向けた支援の強化を求める意見書（案）	83
議第7号 高等学校授業料無償化制度の拡充を求める意見書（案）	84
議第8号 危険鳥獣による被害防止対策の更なる充実を求める意見書（案）	85
議第9号 違法な生活保護費減額による被害の速やかな回復を求める意見書（案）	86
議第10号 米の安定供給に向けた取組の強化を求める意見書（案）	87

2 諸般の報告

(令和7年9月25日報告)

説明のため議会へ出席を要求した者の氏名	88
6月定例会において採択された請願の処理経過及び結果	89
基本計画に基づく主要な事業の実施状況に対する評価について	92
令和6年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について	93
少子化対策に関する施策の実施状況について	94
地方独立行政法人長野県立病院機構令和6年度業務実績に関する評価結果及び第3期中期目標期間業務実績の評価結果について	95
長野県食と農業及び農村の振興に関する施策の実施状況について	96
令和7年度「長野県教育委員会の事務の管理及び執行状況の点検及び評価」について	97
現金出納検査結果	98
寒冷地手当に関する報告及び勧告について	101

公社等の経営状況説明書の提出について	106
(令和7年9月30日報告)	
人事委員会意見回答	107
3 発言通告者一覧表	108
4 請願・陳情文書表	109
5 陳情取下願	116
6 委員会審査報告書	
県民文化健康福祉委員会	121
環境文教委員会	127
危機管理建設委員会	134
農政林務委員会	139
産業観光企業委員会	143
総務企画警察委員会	147
決算特別委員会	152
7 議員の派遣について	153

私学助成の一層の拡充を求める意見書（案）

年 月 日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
文部科学大臣

宛て

議長名

地方自治法第99条の規定により、下記のとおり意見書を提出します。

記

私立学校は、建学の精神に基づき、自主性及び独自性を活かした特色ある教育を提供することで、我が国の学校教育の発展に大きく貢献しており、グローバル化及び高度情報化が進展する中、社会が求める多様な人材の育成に向け、その役割がますます重要となっている。

しかしながら、少子化に伴う就学人口の減少のほか、長期化する物価高騰の影響等により私立学校を取り巻く経営環境は厳しい状況にある中、ＩＣＴ環境の整備及び学校施設の耐震化や高機能化に加え、複雑化する教育ニーズへの対応、教職員の確保、処遇改善等を進めるためには、財政基盤の強化が必要不可欠である。

また、私立学校の教育費に関しては、就学支援金制度等により授業料に対する支援の充実が図られてきたが、経済的負担の更なる軽減に向け、独自に所得制限を撤廃する自治体もあるなど、地域間格差が生じていることから、国による支援の強化が求められる。

よって、本県議会は、国会及び政府において、私学教育の社会的役割及び物価高騰等の影響を踏まえ、国庫補助制度及び修学支援の充実を図るなど、私学助成の一層の拡充に努めるよう強く要請する。

地域における食肉流通体制の維持を
求める意見書（案）

年 月 日

衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
内 閣 総 理 大 臣 宛 て
財 務 大 臣
農 林 水 産 大 臣

議 長 名

地方自治法第99条の規定により、下記のとおり意見書を提出します。

記

食肉処理施設は、畜産農家と消費者をつなぐ流通拠点であり、食肉のサプライチェーンの一端として、肥育した牛、豚等を加工処理することで、畜産農家の経営を支えるほか、地域に新鮮な食肉を安定供給するなど、食料安全保障上の重要なインフラを担っている。

一方で、本県において、最大のと畜実績を持つ松本市の食肉処理施設は、移転・新設が計画されていたものの、処理頭数の減少、昨今の資材・人件費高騰から建設費の増大が見込まれたことなどを背景に断念し、令和10年3月を目途に閉鎖が予定されている。

こうした状況を受け、県内や近隣県の別施設での食肉処理など新たな流通体制が検討されているが、畜産農家が中山間地域の広範囲に点在する地理的特殊性もあることから、輸送コストの軽減、地域内経済の循環等を実現するため、将来にわたって安定した食肉流通体制の構築が求められている。

よって、本県議会は、国会及び政府において、地域における食肉流通体制の維持のため、県域を越えた食肉処理施設の再編合理化などの広域的観点も考慮の上、地理的条件などが不利な過疎地域等の施設整備に向けて、次の事項について特段の措置を講ずるよう強く要請する。

- 1 強い農業づくり総合支援交付金などにおいて、過疎地域等を支える重要施設については、離島同様に処理頭数要件の適用除外とすること。
- 2 補助上限額・上限事業費及び補助率を大幅に引き上げるなど、資材価格及び人件費の高騰に対応した施策を検討すること。
- 3 食料安全保障の確保及び地方創生の観点から、過疎地域等における食肉処理施設の整備・存続を、国的重要施策として位置付けること。

地方議会議員の厚生年金加入のための
法整備を求める意見書（案）

年 月 日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣 宛て
総務大臣
財務大臣
厚生労働大臣

議長名

地方自治法第99条の規定により、下記のとおり意見書を提出します。

記

社会経済の急速な変化により様々な課題に直面する我が国において、幅広い民意を集約し、地域の実情に即して政策に反映させる責務を負う地方議会が果たすべき役割はますます重要になっている。

しかしながら、担い手不足が深刻化しつつある地方議会において、無投票当選・定数割れも増加しており、その背景には、少子高齢化、東京一極集中といった社会の構造的な問題に加え、不十分な福利厚生等が課題となっている。

特に、会社員や公務員が議員となる場合等においては、厚生年金に継続して加入し続けることができず、こうした議員退職後の経済的不安が、地方議会への新たな人材の参入を阻害する一因となっている。

よって、本県議会は、国会及び政府において、地方議会への多様な人材の参画に向けて、誰もが安心して立候補できる環境を整えるために、地方議会議員の厚生年金加入のための法整備を実現されるよう強く要請する。

上下水道管の老朽化対策の更なる推進を
求める意見書（案）

年 月 日

衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
内 閣 総 理 大 臣 宛 て
財 務 大 臣
国 土 交 通 大 臣
環 境 大 臣

議 長 名

地方自治法第99条の規定により、下記のとおり意見書を提出します。

記

本年1月、埼玉県八潮市において、下水道管の破損によって道路が陥没し、走行中の車両が転落する事故が発生したが、老朽化した管路内での救助活動には時間を要し、後に運転手の死亡が確認された。道路の全面的な復旧に向けた工事は未だ完了しておらず、現在も住民の生活への影響が生じている。

我が国では、今後も耐用年数を経過した上下水道管の急増が見込まれ、全国でも同様の事故の発生が懸念されているが、自治体等では、料金収入の減少により適切な維持管理が困難となっていることに加え、高齢化等による技術系職員の不足といった人材面の課題も深刻化している。

国は、上下水道管の修繕等に向けた財政支援のほか、AI等を活用した点検作業の効率化、研修等による人材育成等に取り組んでいるが、経営主体によって財政力、人的資源等に格差がある中、現場では十分に対策が進められているとは言い難く、地域の実態に即した支援の強化が求められる。

よって、本県議会は、国会及び政府において、上下水道管の老朽化対策を更に推進し、住民の安全・安心な暮らしを実現するため、次の事項について特段の措置を講ずるよう強く要請する。

- 1 老朽化した管路の点検・更新等への補助を拡充するなど、上下水道管の維持管理に対する財政支援を強化すること。
- 2 上下水道管が破損した場合など、緊急時における迅速なインフラ復旧に向けて、支援制度の充実を図ること。
- 3 自治体等における専門人材の育成・確保に向けた支援を拡充すること。

療育手帳制度の運用の統一化を求める意見書（案）

年 月 日

衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
内 閣 総 理 大 臣 宛 て
厚 生 労 働 大 臣

議 長 名

地方自治法第99条の規定により、下記のとおり意見書を提出します。

記

我が国の障害者の保健福祉施策においては、身体障害、精神障害及び知的障害を有すると認定された者に対し、障害の種類に応じて障害者手帳が交付されており、様々な支援策とともに自治体や事業者が独自に提供するサービスが設けられている。

このうち、身体障害者手帳及び精神障害者保健福祉手帳は、法律に基づき交付されているが、知的障害者に交付される療育手帳については、国の通知に基づき各都道府県等が独自に実施要綱を定めており、法的な位置付けがない状態である。

国は、全国統一的な運用に向け、国際的な知的障害の定義や自治体の事務負担等を考慮した判定方法・認定基準の在り方などについて、調査研究を進めてきたが、未だに自治体ごとの基準にばらつきがある状態が続いている、手帳所持者が他の自治体に転居した際、取扱いに変更が生じるなど、制度運用における地域差が課題とされている。

よって、本県議会は、国会及び政府において、療育手帳交付に係る公平性を担保し、障害者が必要とする支援を受けられるようにするために、自治体や当事者等の意見を踏まえつつ、療育手帳制度の運用の統一化を実現するよう強く要請する。

持続可能な地域医療体制の確保に向けた
支援の強化を求める意見書（案）

年 月 日

衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
内 閣 総 理 大 臣 宛 て
財 務 大 臣
厚 生 労 働 大 臣

議 長 名

地方自治法第99条の規定により、下記のとおり意見書を提出します。

記

高齢化の進展等によって医療需要の高まりが想定される我が国において、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせる社会を構築するためには、持続可能な医療提供体制の確保が不可欠であり、地域を支える医療機関の役割はますます重要となっている。

一方で、医療機関の経営は、物価高騰に伴う医薬品、診療材料等の仕入れに係る消費税負担の増大等を背景に、一段と厳しい状況に置かれているが、昨年6月の診療報酬改定では、こうした現場の実態が十分に考慮されたとは言い難い。

また、地方においては、医療人材の不足に加え、地域間及び診療科間の医師偏在も課題となっている中、過疎地域等では常勤医が確保できず、体制の維持が困難となる事例もあり、将来にわたる効果的・効率的な医療提供の実現に向けて、担い手確保についても一層の対策強化が求められる。

よって、本県議会は、国会及び政府において、持続可能な地域医療体制の確保により、医療を必要とする住民の安全・安心な暮らしを守るため、次の事項について特段の措置を講ずるよう強く要請する。

- 1 医療機関の消費税負担について、診療報酬による補てんを維持した上で、それを上回る仕入消費税額の負担が生じる場合には超過額の還付、公定価格の引上げ等、新たな対策を検討すること。
- 2 医療人材の安定的な確保に向けて、十分な財政措置を講ずるとともに、支援の更なる充実を図ること。

高等学校授業料無償化制度の拡充を
求める意見書（案）

年 月 日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣宛て
財務大臣
文部科学大臣

議長名

地方自治法第99条の規定により、下記のとおり意見書を提出します。

記

国は、高等学校等就学支援金制度によって高校生の授業料無償化を図っており、さらに、本年度は臨時的な措置として、所得制限の一部を事実上撤廃し、世帯年収にかかわらず授業料相当額を給付している。

しかし、定時制・通信制といった単位制高校では、支給限度額が単位数に応じて定められているため、標準年限での卒業に必要な年間単位数を履修した場合にも授業料が発生し得るなど、実情に即した支援であるとは言い難い。

教育は全ての国民に保障される基本的人権であることから、学びの形態による不公平は認められず、主体的な学びの更なる促進に向けては、教育格差の解消に資する新たな仕組みづくりが求められる。

よって、本県議会は、国会及び政府において、高等学校授業料無償化制度の拡充により、教育の機会均等及び学習権を保障するため、次の事項について特段の措置を講ずるよう強く要請する。

- 1 高校生等臨時支援金制度に加え、今後検討される新制度においても単位数上限を撤廃するなど、多様な学びの実現に資する制度設計とすること。
- 2 安定的な財源を確保するとともに、教育に係る公私のバランスも十分に考慮し、私立学校も含む全ての生徒の授業料無償化を実現するための施策を推進すること。

危険鳥獣による被害防止対策の更なる
充実を求める意見書（案）

年 月 日

衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
内 閣 総 理 大 臣 宛 て
財 務 大 臣
農 林 水 産 大 臣
環 境 大 臣

議 長 名

地方自治法第99条の規定により、下記のとおり意見書を提出します。

記

近年、地球温暖化に伴う気象条件の変化、里山利用の減少等による生息域の拡大を背景に、クマ等の危険鳥獣が人の生活圏で目撃される事例が増加しており、本県においてもツキノワグマによる人身被害が相次いで発生するなど、事態は深刻化している。

被害の防止に向けては、捕獲等に係る費用の助成、専門人材の育成・確保のための支援等に加え、本年9月から、一定の要件の下で市街地における緊急的な銃猟を可能とする改正法が施行されたことで、クマ等が出没した場合の迅速な対応が期待される。

一方で、地方では、担い手である狩猟者の減少、防除活動に係る負担の増加等の課題により、従来の取組の維持が困難との声もあることから、対策の更なる推進とその継続に向けては、国による安定的な財源の確保に加え、持続可能な実施体制の構築が求められる。

よって、本県議会は、国会及び政府において、将来にわたって住民の安全な暮らしを守るために、自治体の負担軽減に向けた財政的支援の強化、人材不足に対応するための新たな仕組みづくり等により、危険鳥獣による被害防止対策の更なる充実を図るよう強く要請する。

違法な生活保護費減額による被害の
速やかな回復を求める意見書（案）

年 月 日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣宛て
財務大臣
厚生労働大臣

議長名

地方自治法第99条の規定により、下記のとおり意見書を提出します。

記

本年6月、最高裁判所によって、生活保護のうち食費、光熱費等の生活費に係る、生活扶助基準の引下げを違法とする判決が下され、国は、その判断過程に裁量権の範囲の逸脱及び乱用があったとして責任を問われた。

しかし、未だに同訴訟の原告らへの救済措置は取られておらず、今もなお、生活保護利用者が不適切な基準の下での生活を強いられていることは、違法状態の放置と言わざるを得ない。

生活保護制度は、国民の生命を守る最後のセーフティネットとしての役割を果たすことから、恣意的な減額は断じて認められず、損なわれた信頼関係の再構築に向けては、政府による誠実な対応が求められる。

よって、本県議会は、国会及び政府において、個人の尊厳を守り、健康で文化的な最低限度の生活を保障するため、誤りを認めた上で、誠実に対応とともに、違法な生活保護費減額による被害を速やかに回復するよう強く要請する。

米の安定供給に向けた取組の強化を
求める意見書（案）

年 月 日

衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
内 閣 総 理 大 臣 宛 て
財 務 大 臣
農 林 水 産 大 臣

議 長 名

地方自治法第99条の規定により、下記のとおり意見書を提出します。

記

昨年の夏から続く米価高騰に対し、政府は備蓄米の放出を実施したが、新米価格において、今夏の猛暑や渇水による収量減、集荷競争の激化等から高値が予想されるなど、その効果は限定的であり、今なお主食である米の確保には困難が生じている。

こうした状況を受け、政府は、需要に応じて米の生産を増やす方向に農業政策を転換し、大規模農業者等を対象に、生産性・収益性向上、輸出拡大等の支援を打ち出したが、増産による米価の暴落等のリスクは、依然として農業者の自己責任である。

全ての農業者が安心して生産に励める体制の実現に向けては、現行の直接支払制度の拡充に加え、米価が生産コストを下回った場合の差額補てん、供給過剰時の備蓄米の買増し等、国による支援の充実が求められる。

よって、本県議会は、国会及び政府において、我が国の主食である米を、将来にわたって確保するため、ゆとりある需給計画に基づき、農業関連予算の増額による価格保障及び所得補償の充実、政府備蓄米による流通調整等を通じ、米の安定供給に向けた取組を強化するよう強く要請する。

全議員様

長野県議会議長 依田明善

令和7年9月定例会において説明のため
議会へ出席を要求した者の氏名について

議会へ出席を要求した者の氏名は、下記のとおりです。

記

知事	阿部守一
副知事	関昇一郎
副知事	新田恭士
危機管理部長	渡邊卓志
企画振興部長	中村徹
企画振興部交通政策局長	井村昌久
(9月30日から10月3日までの会議)	
総務部長	須藤俊一
県民文化部長	直江崇
県民文化部こども若者局長	酒井和幸
(9月30日から10月3日までの会議)	
健康福祉部長	笹渕美香
環境部長	小林真人
産業政策監査	田中達也
産業労働部長	米沢一馬
産業労働部営業局長	田中英児
(9月30日から10月3日までの会議)	
観光スポーツ部長	高橋寿明
観光スポーツ部長 国スポ・全障スポ大会局長	北島隆英
(9月30日から10月3日までの会議)	
農政部長	山村一善
林務部長	根橋幸夫
建設部長	栗林一彦
建設部リニア整備推進局長	室賀莊一郎
(9月30日から10月3日までの会議)	
会計管理者兼会計局長	柳沢由里
公営企業管理者 企業局長事務取扱	吉澤正己
財政課長	塚本滉
教育育長	武田育夫
教育育次長	松本順子
教育育次長	清水亮子
警察本部長	阿部文彦
警務部長	瀬長悠志
監査委員	増田隆志

(写)

7 財第47号
令和 7 年 (2025年) 9 月 9 日

長野県議会議長 依 田 明 善 様

長野県知事 阿 部 守 一

請願の処理の経過及び結果について（報告）

令和 7 年 6 月 県議会定例会において採択された請願の処理の経過及び結果は、別紙のとおりです。

農政林務委員会関係

1 件 名 請第 13号 持続可能な長野県農業に関することについて

2 請願者 長野市大字南長野字幅下 692-2
長野県農業経営者協会
会長 中坪 宏明

3 処理の経過及び結果

(1) 令和8年4月に食品等流通法及び卸売市場法の改正法が全面施行されるため、引き続き、国の動向を注視しつつ、「新たな仕組みの見える化」と、その実効性の確保に不可欠となる「農畜産物の流通構造の透明化」や「事業者等の協力意識の醸成」などについて、継続して国へ提言してまいる。

また、農業生産現場の実情を伝えるために制作した県オリジナル動画等を使って、小売店やイベント会場などで啓発活動を行い、適正な価格形成への消費者の理解を醸成してまいる。

更に、「長野県産米生産・流通・消費等検討会議」の開催により、将来を見据え、適正な価格形成を含めた解決策を検討している。

(2) 水田の基盤整備については、地域が目指す農業の方向性を踏まえ、農家負担が軽減される国の制度を活用しながら、県営ほ場整備事業による大区画化や自動給水栓の導入による用水管理の省力化等の整備を進めてまいる。

スマート農業については、農作業受託等のサービス提供により農業生産の一翼を担う農業支援サービス事業体の育成及び活用促進に加え、引き続き補助事業により農業者を支援し、労力不足の解消や生産性向上を図ってまいる。

酒米については、安定生産に係る技術指導を引き続き実施する。国で検討中の令和9年度以降の水田政策の見直しでは、主食用米も支援対象（有機、特別栽培の場合）となる予定のため、状況を注視してまいる。また、令和8年度予算概算要求で新たに酒造好適米が対象となる事業が措置される予定のため、周知に努めるとともに、実需者との結びつきが要件となるため産業労働部と連携し、関係団体（生産者、実需者）が連携して酒米の安定的な供給体制の構築を図ってまいる。

飼料用米等については、主食用米の価格高騰により「用途限定米穀」からの転換もあるため、需要に応じた「用途限定米穀」の適正生産が行われるよう、「産地交付金」の県支援枠の交付単価の増額を予定している。

(3) 引き続き、市町村や関係団体と連携を密にして、きめ細やかな就農相談により首都圏等からの参入者の呼び込みを進めるとともに、国・県の助成事業

等の積極的な周知と活用促進を図ってまいる。

また、令和7年度新規事業の「雇用就農者拡大促進事業」により雇用就農者を増やす取組を進めるとともに、拡充した「農ある暮らし応援事業」では、「農ある暮らし」希望者の呼び込み等を強化することで、農ある暮らしの実践者や農業・農村の支え手の拡大を進めてまいる。

対象年齢要件の緩和については、6月に農水省に対して、現行の49歳を55歳まで拡充するよう要望したところであり、今後も、国の動向を注視しながら、必要に応じて要請してまいる。

(4) 農業農村整備事業については、収益性の高い農業の実現に向けて、引き続き十分な予算の確保を国に要望するとともに、地域の要望を満たす予算の確保に努めてまいる。

共同利用施設等の整備については、産地における基盤強化に向けた施設整備を支援するため、産地の要望を満たす予算の確保に努めてまいる。

(写)

7コ行第122号
令和7年(2025年)9月19日

長野県議会議長 依田明善様

長野県知事 阿部守一

基本計画に基づく主要な事業の実施状況に対する評価について（報告）

このことについて、長野県基本計画の議決等に関する条例(平成17年条例第50号)
第5条の規定により、令和6年度を対象年度として行った評価結果を報告します。

(別冊は掲載を省略する)

(写)

7財第51号
令和7年（2025年）9月25日

長野県議会議長 依田明善様

長野県知事 阿部守一

令和6年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率
について（報告）

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び第22条第1項の規定により、健全化判断比率及び資金不足比率を監査委員の審査意見書を添えて、別紙のとおり報告します。

（別紙は掲載を省略する）

(写)

7次サ第179号
令和7年(2025年)9月12日

長野県議会議長 依田明善様

長野県知事 阿部守一

少子化対策に関する施策の実施状況について（報告）

県民の希望をかなえる少子化対策の推進に関する条例（令和4年条例第1号）
第18条の規定により、令和6年度（2024年度）に県が講じた少子化対策に関する
施策の実施状況を報告します。

（別冊は掲載を省略する）

(写)

7 医第 309 号
令和 7 年（2025 年）9 月 18 日

長野県議会議長 依 田 明 善 様

長野県知事 阿 部 守 一

地方独立行政法人長野県立病院機構令和 6 年度業務実績に関する評価結果
及び第 3 期中期目標期間業務実績の評価結果について（報告）

地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 28 条第 5 項の規定により、地方独立行政法人長野県立病院機構の令和 6 年度業務実績に関する評価結果及び第 3 期中期目標期間の業務実績の評価結果を別冊のとおり報告します。

（別冊は掲載を省略する）

(写)

7 農政第 253 号
令和 7 年（2025 年）9 月 18 日

長野県議会議長 依 田 明 善 様

長野県知事 阿 部 守 一

長野県食と農業及び農村の振興に関する施策の実施状況について（報告）

長野県食と農業農村振興の県民条例（平成18年条例第25号）第8条の規定により、令和6年度に県が講じた食と農業及び農村の振興に関する施策の実施状況を報告します。

（別冊は掲載を省略する）

(写)

7教政第207号
令和7年(2025年)9月18日

長野県議会議長 依田明善様

長野県教育委員会

令和7年度「長野県教育委員会の事務の管理及び執行状況の点検
及び評価」について（報告）

長野県教育委員会の事務の管理及び執行状況について、別紙のとおり評価等を行いましたので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第26条の規定により報告します。

（別紙は掲載を省略する）

(写)

7監査第3－4号
令和7年(2025年)7月24日

長野県議会議長 依田明善様

長野県監査委員 増田隆志

現金出納検査の結果について

令和7年6月30日に実施したこのことについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の2第3項の規定及び長野県監査委員監査基準により、下記のとおり提出します。

記

1 会計局所管関係

令和7年5月31日現在の令和7年度5月分の一般会計及び公債費ほか10特別会計並びに美術品取得基金の収支は別紙1のとおりで、現金預金現在高は、指定金融機関から提出された歳計現金在高表及びつり銭用現金保管残高報告書の合計額と照合した結果、過誤のないことを確認した。

なお、現金保管高は、16機関で885,000円であった。

2 企業局所管関係

令和7年5月31日現在の電気事業会計及び水道事業会計の合計残高試算表は別紙2のとおりで、現金預金現在高は、出納取扱金融機関の預金現在高証明書と照合した結果、過誤のないことを確認した。

3 環境部所管関係

令和7年5月31日現在の流域下水道事業会計の合計残高試算表は別紙3のとおりで、現金預金現在高は、出納取扱金融機関の預金現在高証明書と照合した結果、過誤のないことを確認した。

4 健康福祉部所管関係

令和7年5月31日現在の総合リハビリテーション事業会計の合計残高試算表は別紙4のとおりで、現金預金現在高は、出納取扱金融機関の預金現在高証明書と照合した結果、過誤のないことを確認した。

(写)

7監査第3－5号
令和7年(2025年)8月28日

長野県議会議長 依田明善様

長野県監査委員 増田隆志

現金出納検査の結果について

令和7年7月28日に実施したことについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の2第3項の規定及び長野県監査委員監査基準により、下記のとおり提出します。

記

1 会計局所管関係

令和7年5月31日現在の令和6年度5月分（期外分）の一般会計及び公債費ほか10特別会計並びに令和7年6月30日現在の令和7年度6月分の一般会計及び公債費ほか10特別会計並びに美術品取得基金の収支は別紙1及び別紙2のとおりで、現金預金現在高は、指定金融機関から提出された歳計現金在高表及びつり銭用現金保管残高報告書の合計額と照合した結果、過誤のないことを確認した。

なお、現金保管高は、16機関で885,000円であった。

2 企業局所管関係

令和7年6月30日現在の電気事業会計及び水道事業会計の合計残高試算表は別紙3のとおりで、現金預金現在高は、出納取扱金融機関の預金現在高証明書と照合した結果、過誤のないことを確認した。

3 環境部所管関係

令和7年6月30日現在の流域下水道事業会計の合計残高試算表は別紙4のとおりで、現金預金現在高は、出納取扱金融機関の預金現在高証明書と照合した結果、過誤のないことを確認した。

4 健康福祉部所管関係

令和7年6月30日現在の総合リハビリテーション事業会計の合計残高試算表は別紙5のとおりで、現金預金現在高は、出納取扱金融機関の預金現在高証明書と照合した結果、過誤のないことを確認した。

(写)

7監査第3－6号
令和7年(2025年)9月16日

長野県議会議長 依田明善様

長野県監査委員 増田隆志

現金出納検査の結果について

令和7年8月28日に実施したこのことについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の2第3項の規定及び長野県監査委員監査基準により、下記のとおり提出します。

記

1 会計局所管関係

令和7年7月31日現在の令和7年度7月分の一般会計及び公債費ほか10特別会計並びに美術品取得基金の収支は別紙1のとおりで、現金預金現在高は、指定金融機関から提出された歳計現金在高表及びつり銭用現金保管残高報告書の合計額と照合した結果、過誤のないことを確認した。

なお、現金保管高は、16機関で885,000円であった。

2 企業局所管関係

令和7年7月31日現在の電気事業会計及び水道事業会計の合計残高試算表は別紙2のとおりで、現金預金現在高は、出納取扱金融機関の預金現在高証明書と照合した結果、過誤のないことを確認した。

3 環境部所管関係

令和7年7月31日現在の流域下水道事業会計の合計残高試算表は別紙3のとおりで、現金預金現在高は、出納取扱金融機関の預金現在高証明書と照合した結果、過誤のないことを確認した。

4 健康福祉部所管関係

令和7年7月31日現在の総合リハビリテーション事業会計の合計残高試算表は別紙4のとおりで、現金預金現在高は、出納取扱金融機関の預金現在高証明書と照合した結果、過誤のないことを確認した。

(写)

7人委第92号
令和7年(2025年)7月4日

長野県議会議長 依田明善様

長野県人事委員会委員長 青木悟

寒冷地手当に関する報告及び勧告について

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第8条第1項及び第14条第2項の規定により、寒冷地手当について別紙第1のとおり報告し、併せて別紙第2のとおり勧告します。

別紙第 1

報 告

本委員会は、寒冷地手当に関し、令和 7 年度以降の支給地域及び支給月額について検討を行いました。その概要は、次のとおりです。

1 経過等

(1) 支給月額

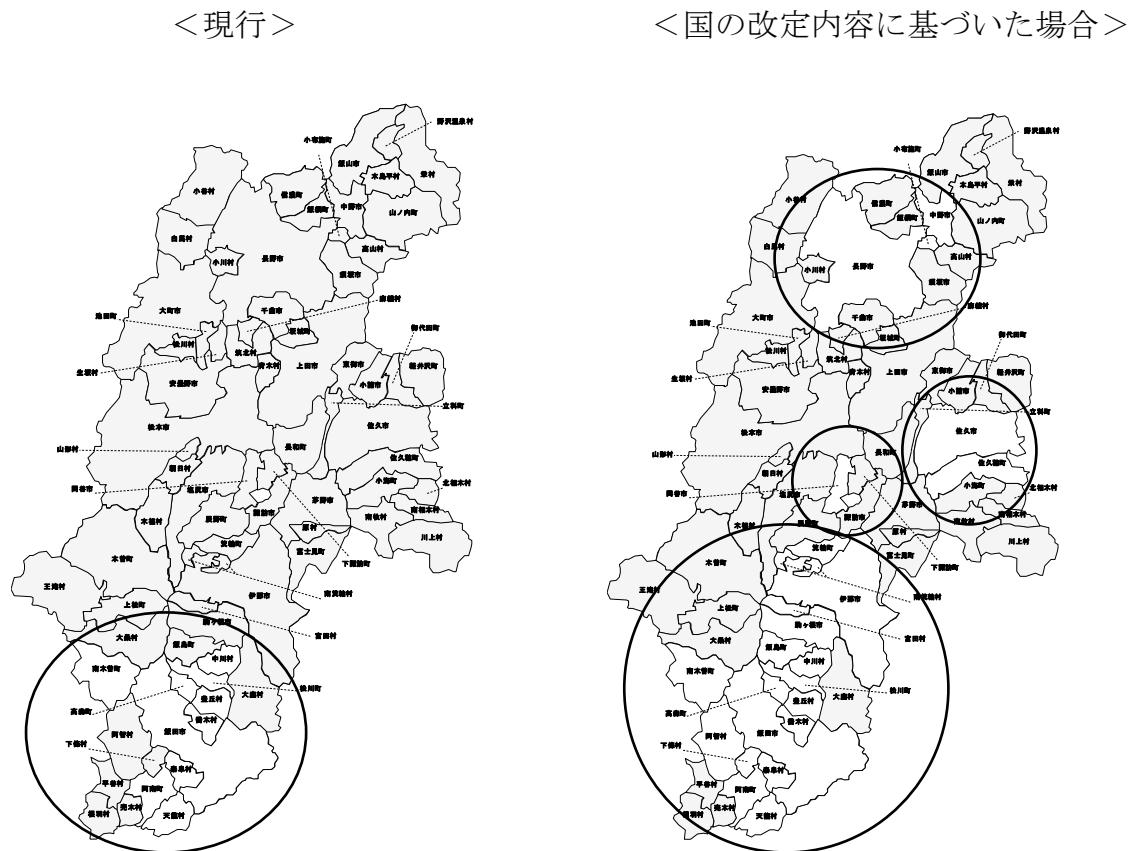
国は、民間における同種手当の支給額が公務を 11.3% 上回っていたことから、支給月額(11 月～3 月)を引き上げ、令和 6 年度の支給から適用することとしました。本県においても国の改定に準じ、支給月額が改定されたところです。なお、改定内容は下表のとおりです。

世帯等の区分			
	世帯主である職員		その他の職員 (その他)
	扶養親族のある 職員 (世帯主)	その他の世帯主 である職員 (準世带主)	
改定前	17,800 円	10,200 円	7,360 円
改定後 (令和 6 年度)	19,800 円	11,400 円	8,200 円

(2) 支給地域

国は、気象庁が発表した新たな気象データ（1991 年から 2020 年までの 30 年平均値を用いた「メッシュ平年値 2020」）を地域の区分の指定基準に当てはめて、令和 7 年 4 月 1 日以降の支給地域の改定を行いました。

本県において国の改定内容に基づいた場合、下図のとおり、県内の非支給地域が24市町村（現在は10市町村）に広がるとともに、地理的に支給地域と非支給地域の混在が著しい状況となります。



そのため、本委員会は令和6年の職員の給与等に関する報告において、令和7年度以降の支給地域について、改定した場合の支給月額と併せて引き続き検討することとしたところです。

2 令和7年度以降の支給地域、支給月額等

寒冷地手当は、冬期間の暖房用燃料費等、生計費の増加に対応するために支給されるのですが、在勤公署により支給が決定されることから、同じ地域に居住していても勤務地により支給の有無が異なる場合があり、これまでにも不公平ではないかという意見がありました。

本県に勤務する多数の職員は全県域にわたる人事異動が予定されており、今回の

国の改定に準じた場合には、支給地域と非支給地域の混在が著しい状況となることから、この不公平感がより一層強まり、人事管理上支障が生じることが懸念されます。

これを踏まえ、支給地域については全県とすることが適当と考えます。

一方、その場合の支給月額については、支給対象を全県としている地域手当の支給割合の考え方と同様に、公務としての近似性・類似性を重視し、国との均衡を図るため、国の制度に準じて支給した場合の支給総額を超えない範囲内とすることとし、引き下げることが適当と考えます。

なお、国においては支給地域に該当しないこととなる地域に改定前から引き続き勤務している職員等に対しては、令和7年度及び令和8年度の支給月額について経過措置が講じられています。

そのため、令和7年度及び令和8年度の国の制度に準じた場合の支給総額の算出にあたっては、国の経過措置の内容を踏まえたものとすることが適当と考えます。

別紙第2

勧告

本委員会は、寒冷地手当の支給に関し、別紙第1の報告に基づき、次の事項を実現するため、所要の措置を講ずることを勧告します。

1 支給地域

全県を支給対象とすること。

2 支給月額（11月～3月）

年度及び職員の世帯等の区分に応じ、次に掲げる表のとおりとすること。

年度	世帯等の区分		
	世帯主である職員		その他の職員 (その他)
	扶養親族のある 職員 (世帯主)	その他の世帯主 である職員 (準世帯主)	
令和7年度	16,000円	9,000円	6,000円
令和8年度	15,000円	8,000円	6,000円
令和9年度以降	14,000円	8,000円	6,000円

3 改定の実施時期等

(1) 改定の実施時期

この改定は、令和7年11月1日から実施すること。

(2) その他所要の措置

その他、この改定に伴い、所要の措置を講ずること。

(写)

7財第50号
令和7年(2025年)9月25日

長野県議会議長 依田明善様

長野県知事 阿部守一

公社等の経営状況説明書の提出について

地方自治法第243条の3第2項の規定により、別冊のとおり公社等の経営状況説明書を提出します。

(別冊は掲載を省略する)

(写)

7人委第151号
令和7年(2025年)9月25日

長野県議会議長 依田明善様

長野県人事委員会委員長 青木悟

意見聴取について（令和7年9月25日付け7議議第53号に対する回答）

下記の条例案については、異存ありません。

記

第4号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案

発言通告者一覧表（一般質問・質疑）

= 7・9定例会 =

発言順位	氏名	所属党派・議席	発言割当時間	発言の要旨
1	清水 正 康	(新政団・16)	9分	県政一般について
2	西沢 正 隆	(自民党・53)	18分	県政一般について
3	小林 東一郎	(改革信・45)	15分	県政一般について
4	小池 清	(自民党・51)	20分	県政一般について
5	小林 あ や	(新政団・15)	8分	県政一般について
6	酒井 茂	(自民党・41)	20分	県政一般について
7	勝山 秀 夫	(公明党・4)	11分	県政一般について
8	佐藤 千 枝	(改革信・10)	14分	県政一般について
9	奥村 健 仁	(新政団・6)	8分	県政一般について
10	早川 大 地	(自民党・9)	17分	県政一般について
11	川上 信 彦	(公明党・25)	10分	県政一般について
12	大畠 俊 隆	(自民党・30)	20分	県政一般について
13	丸茂 岳 人	(自民党・20)	18分	県政一般について
14	続木 幹 夫	(改革信・36)	12分	県政一般について
15	小林 君 男	(無所属・12)	8分	県政一般について
16	清水 純 子	(公明党・39)	10分	県政一般について
17	山田 英 喜	(自民党・18)	12分	県政一般について
18	向山 賢 悟	(自民党・17)	17分	県政一般について
19	林 和 明	(改革信・3)	11分	県政一般について
20	小林 陽 子	(改革信・2)	12分	県政一般について
21	丸山 寿 子	(改革信・11)	11分	県政一般について
22	藤岡 義 英	(共産党・24)	14分	県政一般について
23	和田 明 子	(共産党・48)	14分	県政一般について
24	グレート無茶	(新政団・5)	8分	県政一般について
25	小池 久 長	(新政団・40)	8分	県政一般について
26	竹村 直 子	(改革信・1)	12分	県政一般について
27	小山 仁 志	(新政団・27)	8分	県政一般について
28	垣内 将 邦	(自民党・8)	17分	県政一般について
29	山口 典 久	(共産党・23)	15分	県政一般について
30	勝野 智 行	(公明党・13)	12分	県政一般について
31	百瀬 智 之	(新政団・26)	8分	県政一般について
32	青木 崇	(自民党・7)	17分	県政一般について
33	埋橋 茂 人	(改革信・35)	12分	県政一般について

県民文化健康福祉委員会審査報告書

令和7年10月8日

長野県議会議長 依田明善様

県民文化健康福祉委員長 清水正康

次の議案は、原案どおり可決すべきものと決定しました。

◎ 県民文化健康福祉委員会

第 1 号 令和 7 年度長野県一般会計補正予算（第 3 号）案中

第 1 条 「第 1 表 歳入歳出予算補正」中

歳 出 第 4 款 衛 生 費

県民文化健康福祉委員会陳情審査報告書

令和7年10月8日

長野県議会議長 依田明善様

県民文化健康福祉委員長 清水正康

次の陳情は、採択すべきものと決定しました。

- 陳第 515号 国民健康保険財政への国庫負担金の増額について
- 陳第 527号 民生委員・児童委員制度の在り方及び負担軽減について
- 陳第 529号 長野県小児救急電話相談#8000の時間拡大について
- 陳第 530号 行政処分等に伴う自立支援給付費等負担金の返還に係る制度の見直しについて
- 陳第 561号 介護等職員の人材確保について

県民文化健康福祉委員会陳情審査報告書

令和7年10月8日

長野県議会議長 依田明善様

県民文化健康福祉委員長 清水正康

次の陳情は、下記の理由により、不採択とすべきものと決定しました。

陳第 569号 医療保護入院制度に関し法改正を求める意見書提出について

記

不採択の理由

陳情の趣旨には沿えないため。

閉会中継続審査及び調査申出書

令和7年10月8日

長野県議会議長 依田明善様

県民文化健康福祉委員長 清水正康

当委員会は、下記の事件を閉会中も、なお、継続して審査及び調査する必要があると決定しましたので、手続きしてください。

記

1 事件

- 陳第 5号 妊婦歯科健康診査及び成人歯周病検診における県内市町村間相互乗り入れ制度の整備について
- 陳第 7号 福祉医療費給付事業窓口無料化の障がい者への拡大について
- 陳第 37号 保育士確保の一体的・広域的な取組みについて
- 陳第 42号 埋蔵文化財（出土品）の保管について
- 陳第 45号 重症心身障がい児（者）及び医療的ケアが必要な障がい児（者）への支援体制の拡充について
- 陳第 54号 子ども医療費完全無料化について
- 陳第 120号 不妊治療に関する支援の強化について
- 陳第 122号 国民健康保険料（税）の軽減拡大について
- 陳第 123号 長野県福祉医療費制度の拡大について
- 陳第 232号 育休退園制度廃止を求ることについて
- 陳第 239号 精神障がい者の福祉医療費給付事業における県補助の対象範囲拡大について
- 陳第 242号 在宅酸素等電子医療機器利用者に対する非常用電源設置等助成について
- 陳第 244号 妊婦一般健康診査の結果提供体制の整備について
- 陳第 247号 医療的ケア児等総合支援事業の補助金交付対象の拡充について
- 陳第 248号 長野県地域福祉総合助成金交付事業における心身障がい児（者）タイムケア事業の基準額の見直しについて
- 陳第 282号 障がい者の自立促進のための農福連携の推進について
- 陳第 325号 高齢者等の交通弱者の移動支援について

- 陳第 410号　社会福祉制度の充実について
- 陳第 411号　発達障がい児（者）の支援体制の強化及び保育制度・児童福祉制度等の充実について
- 陳第 450号　社会福祉制度の充実について
- 陳第 451号　発達障がい児（者）の支援体制の強化及び保育制度・児童福祉制度等の充実について
- 陳第 487号　上伊那地域への児童相談所の設置について
- 陳第 499号　福祉医療費給付事業窓口無料化の障がい者への拡大について
- 陳第 502号　若年成人の末期がん患者を対象とした在宅療養の支援について
- 陳第 517号　木曽郡の医療充実に向けての支援について
- 陳第 526号　福祉医療費給付事業における県補助対象の拡大について
- 陳第 528号　国の妊娠・出産包括支援緊急整備事業の見直しについて
- 陳第 559号　児童虐待対応等における支援体制の強化と圏域単位での情報共有の構築について
- 陳第 560号　子どもの放課後における居場所支援の充実について
- 陳第 568号　私立高校入学時タブレット端末代負担支援について

- (1) 県民生活及び芸術文化について
- (2) 次世代育成支援について
- (3) 私学振興対策について
- (4) 社会福祉の充実について
- (5) 医療対策について
- (6) 公衆衛生対策について

2 繼続審査及び調査を必要とする理由

なお慎重に審査及び調査を要するため。

環 境 文 教 委 員 会 審 査 報 告 書

令和 7 年 10 月 8 日

長野県議会議長 依 田 明 善 様

環境文教委員長 百瀬 智之

次の議案は、原案どおり可決すべきものと決定しました。

◎ 環境文教委員会

第 1 号 令和 7 年度長野県一般会計補正予算（第 3 号）案中

第 1 条 「第 1 表 歳入歳出予算補正」中

歳 出 第 11 款 教 育 費

第 2 条 「第 2 表 繰越明許費」中の一部

第 3 条 「第 3 表 債務負担行為補正」中の一部

第 3 号 令和 7 年度長野県流域下水道事業会計補正予算（第 1 号）案

環境文教委員会請願審査報告書

令和7年10月8日

長野県議会議長 依田明善様

環境文教委員長 百瀬智之

次の請願は、採択すべきものと決定しました。

請第 14号 高等学校等就学支援金制度における高校生等臨時支援金制度に関し単位制課程での単位数上限撤廃の意見書提出を求めるについて

環境文教委員会陳情審査報告書

令和7年10月8日

長野県議会議長 依田明善様

環境文教委員長 百瀬智之

次の陳情は、採択すべきものと決定しました。

陳第 531号 国の循環型社会形成推進交付金による市町村への財政支援について

陳第 546号 児童・生徒の安全確保について

陳第 552号 義務教育費国庫負担制度について

閉会中継続審査及び調査申出書

令和7年10月8日

長野県議会議長 依田明善様

環境文教委員長 百瀬智之

当委員会は、下記の事件を閉会中も、なお、継続して審査及び調査する必要があると決定しましたので、手続きしてください。

記

1 事件

- 陳第 21号 生徒会等役員選任において、生活困難世帯の生徒に対し、負担軽減を求めることについて
- 陳第 40号 代替講師不足への柔軟な対応について
- 陳第 63号 専科教員の配置および教育体制の支援強化について
- 陳第 64号 学校司書配置のための県費支援事業の創設について
- 陳第 65号 運動部活動の地域移行に係る支援について
- 陳第 66号 県内町村の学校給食無償化のための財政支援について
- 陳第 67号 学級編制に関することについて
- 陳第 93号 木曽谷の教育振興について
- 陳第 124号 児童生徒に寄り添った教育環境の充実について
- 陳第 125号 義務教育における教育環境の充実について
- 陳第 127号 県立高校一人1台タブレット端末の公費導入を求めることについて
- 陳第 233号 登校支援に係る加配教員の配置拡充について
- 陳第 235号 市町村教育委員会主催の県費教職員を対象とする研修に要する費用について
- 陳第 236号 スクールソーシャルワーカーの拡充について
- 陳第 297号 へき地手当支給率の改善について
- 陳第 301号 教職員のなり手不足及び過酷な労働条件（ブラック化）改善のための業務軽減や日課等の柔軟性について
- 陳第 305号 不適応・不登校児童・生徒への支援充実について
- 陳第 306号 宿泊行事に関する人材確保について
- 陳第 308号 全国学力・学習状況調査等の扱いについて
- 陳第 309号 学校における感染症対策について

- 陳第 310号 学校自己評価制度について
- 陳第 311号 学校における働き方改革について
- 陳第 313号 教員の人事異動・任用について
- 陳第 314号 主幹指導主事訪問の内容変更にかかる確認事項について
- 陳第 324号 小中学校給食費への財政支援について
- 陳第 343号 長野県阿南高等学校の存続について
- 陳第 349号 少子化による学校統合の教育課題について
- 陳第 352号 特別支援教育の充実について
- 陳第 353号 教員業務支援員の配置について
- 陳第 354号 木曽の児童生徒が教育的不利にならないための対応について
- 陳第 355号 中学校部活動の地域移行に伴う人的・環境整備等に関する保障の確保について
- 陳第 356号 木曽郡の魅力ある高校づくりについて
- 陳第 379号 小規模小学校、中学校への教育支援について
- 陳第 380号 消滅可能性自治体論議と高校再編の考え方について
- 陳第 381号 県立高等学校における学びのDX推進とタブレット端末の県費補助について
- 陳第 403号 教育環境の整備について
- 陳第 443号 教育環境の整備について
- 陳第 498号 中学校部活動の地域移行の推進に係る経費の財政支援について
- 陳第 523号 高校生のスクールバス導入・整備に関する支援について
- 陳第 541号 小規模学校における専科教員の配置基準の見直しについて
- 陳第 542号 LD等通級指導教室の増設・新設について
- 陳第 543号 学校給食費の無償化に伴う財政支援について
- 陳第 544号 多様化した児童生徒へのより細やかな指導の実現を求めるについて
- 陳第 545号 公立高校が魅力的な特色ある学校づくりを進めるとともに、一人でも多くの生徒が希望する進路を実現できるようにするための支援を求めるについて
- 陳第 547号 高校募集定員・高校再編・高校入試制度改革について
- 陳第 548号 特別支援教育の充実について
- 陳第 549号 臨時の任用職員・任期付採用職員・再任用職員・定年延長職員・会計年度任用職員について

陳第 550号 定数内臨時の任用職員の解消及び教職員数の増員について

陳第 551号 部活動と小学校の課外活動について

陳第 553号 30人規模学級の継続について

陳第 554号 日本語指導・外国籍等児童・生徒支援指導の充実について

陳第 555号 養護教諭に対する代替措置について

陳第 556号 教育予算の確保について

陳第 557号 教職員の生活について

陳第 558号 大町市の学校再編について

陳第 567号 県立高校入学時タブレット端末代負担支援について

- (1) 環境の保全対策について
- (2) 廃棄物対策について
- (3) 学力の向上について
- (4) 児童・生徒の健全育成について
- (5) 中等教育の改善充実について
- (6) 教育環境の整備充実について
- (7) 人権教育及び特別支援教育の充実について
- (8) 生涯学習の振興について
- (9) 教育機関の運営について

2 継続審査及び調査を必要とする理由

なお慎重に審査及び調査を要するため。

危機管理建設委員会審査報告書

令和7年10月8日

長野県議会議長 依田明善様

危機管理建設委員長 竹内正美

次の議案は、原案どおり可決すべきものと決定しました。

◎ 危機管理建設委員会

第 1 号 令和 7 年度長野県一般会計補正予算（第 3 号）案中

　第 1 条 「第 1 表 歳入歳出予算補正」中

　　歳 出 第 9 款 土 木 費

　第 2 条 「第 2 表 繰越明許費」中の一部

　第 3 条 「第 3 表 債務負担行為補正」中の一部

第 9 号 特定都市河川浸水被害対策法に基づく雨水貯留浸透施設等の標識の設置
の基準に関する条例案

第 14 号 一般県道大野田梓橋停車場線災害防除工事（八景山 2 工区上部工）変更
請負契約の締結について

第 15 号 道路上の事故による損害賠償請求事件に係る和解について

第 16 号 道路上の事故に係る損害賠償について

第 17 号 道路上の事故に係る損害賠償について

第 18 号 除雪ドーザの購入について

第 19 号 除雪トラックの購入について

第 20 号 凍結防止剤散布車の購入について

第 21 号 主要地方道開田三岳福島線道路改築工事（小島トンネル）請負契約の締
結について

第 22 号 一般県道市ノ沢山吹停車場線道路改築工事（新万年橋）変更請負契約の
締結について

第 23 号 令和 2 年公共土木施設災害復旧工事（足瀬 3 工区）変更請負契約の締
結について

危機管理建設委員会陳情審査報告書

令和7年10月8日

長野県議会議長 依田明善様

危機管理建設委員長 竹内正美

次の陳情は、採択すべきものと決定しました。

- 陳第 519号 国道418号の改良整備推進について
- 陳第 520号 長野・愛知県境地域の道路整備について
- 陳第 521号 主要地方道阿南根羽線の整備促進について
- 陳第 562号 県道と町村道の管理の見直しについて
- 陳第 563号 主要地方道松川インター大鹿線の防災事業の推進及び国道152号の通年通行の実施について
- 陳第 564号 主要地方道飯島飯田線上片桐バイパス及び飯田以北の整備促進について
- 陳第 565号 県道上飯田線の交通アクセス改善について
- 陳第 566号 下伊那北部地区活性化に向けて竜神大橋の令和8年度完成について

閉会中継続審査及び調査申出書

令和7年10月8日

長野県議会議長 依田明善様

危機管理建設委員長 竹内正美

当委員会は、下記の事件を閉会中も、なお、継続して審査及び調査する必要があると決定しましたので、手続きしてください。

記

1 事件

請第 5号 千曲大橋（長野市長沼・須坂市豊洲間）県道建設の早期事業化について

陳第 16号 景観計画策定に要する経費に対する補助制度の創設について

陳第 18号 長野県住宅新築資金等貸付助成事業費補助金に係る補助対象項目の復活について

陳第 19号 都市計画基礎調査に係る県からの委託料の増額について

陳第 221号 県内有料道路の料金回収所のキャッシュレス化について

陳第 257号 被災建築物応急危険度判定士養成講習会受講資格要件の拡充について

陳第 259号 住宅・建築物の耐震改修工事に対する県の補助制度の拡充について

陳第 289号 準中型車両以上及び特殊車両免許取得費用に係る補助制度の創設について

陳第 540号 住宅の耐震改修工事に対する補助制度の拡充について

- (1) 危機管理対策について
- (2) 災害対策の調整について
- (3) 道路整備事業について
- (4) 河川・砂防等治水事業について
- (5) 高速自動車国道関連公共土木施設の整備について
- (6) 高速鉄道網の整備について
- (7) 都市計画事業について

- (8) 住宅及び建築行政について
- (9) 災害対策について

2 繼続審査及び調査を必要とする理由
なお慎重に審査及び調査を要するため。

農政林務委員会審査報告書

令和7年10月8日

長野県議会議長 依田明善様

農政林務委員長 埋橋茂人

次の議案は、原案どおり可決すべきものと決定しました。

◎ 農政林務委員会

第 1 号 令和 7 年度長野県一般会計補正予算（第 3 号）案中

第 1 条 「第 1 表 歳入歳出予算補正」中

歳 出 第 7 款 農林水産業費

第 2 号 令和 7 年度長野県林業改善資金特別会計補正予算（第 1 号）案

第 10 号 交通事故に係る損害賠償について

第 11 号 県當中山間総合整備事業野々海水路トンネル工事変更請負契約の締結について

第 12 号 県當農村地域防災減災事業木島地区排水機場改修工事請負契約の締結について

第 13 号 県當農村地域防災減災事業真島排水機場改修工事変更請負契約の締結について

農政林務委員会陳情審査報告書

令和7年10月8日

長野県議会議長 依田明善様

農政林務委員長 埋橋茂人

次の陳情は、採択すべきものと決定しました。

陳第 537号 農地中間管理事業にかかる事務手続きの見直しについて

陳第 538号 松材の活用促進と林業用高性能機械の導入促進の充実について

陳第 539号 公共施設や建築物一般における長野県産材の利用促進について

閉会中継続調査申出書

令和7年10月8日

長野県議会議長 依田明善様

農政林務委員長 埋橋茂人

当委員会は、下記の事件を閉会中も、なお、継続して調査する必要があると決定しましたので、手続きしてください。

記

1 事件

- (1) 農業及び水産業の振興対策について
- (2) 農業・農村の活性化対策について
- (3) 林業の振興対策について
- (4) 林業・山村の活性化対策について
- (5) 森林整備について
- (6) 農林業の災害対策について

2 継続調査を必要とする理由

なお慎重に調査を要するため。

産業観光企業委員会審査報告書

令和7年10月8日

長野県議会議長 依田明善様

産業観光企業委員長 丸茂岳人

次の議案は、原案どおり可決すべきものと決定しました。

◎ 産業観光企業委員会

第 1 号 令和 7 年度長野県一般会計補正予算（第 3 号）案中

第 1 条 「第 1 表 歳入歳出予算補正」中

歳 出 第 5 款 労 働 費

第 8 款 商 工 費

第 6 号 長野県宿泊税条例の一部を改正する条例案

第 7 号 長野県公営企業の設置及びその経営の基本並びに財務等の特例に関する
条例の一部を改正する条例案

第 8 号 県営水道条例の一部を改正する条例案

産業観光企業委員会陳情審査報告書

令和7年10月8日

長野県議会議長 依田明善様

産業観光企業委員長 丸茂岳人

次の陳情は、採択すべきものと決定しました。

陳第 516号 労働者不足対策としてのA I、ロボティクス等の研究・開発、普及支援について

陳第 533号 産業用地整備促進税制の早期創設について

閉会中継続審査及び調査申出書

令和7年10月8日

長野県議会議長 依田明善様

産業観光企業委員長 丸茂岳人

当委員会は、下記の事件を閉会中も、なお、継続して審査及び調査する必要があると決定しましたので、手続きしてください。

記

1 事件

請第 4号 最低賃金法の改正と中小企業支援の拡充を求める意見書提出について

陳第 275号 令和10年（2028年）第82回国民スポーツ大会・第27回全国障害者スポーツ大会に係る財政的支援の拡充について

陳第 405号 公立社会教育施設の充実について

陳第 445号 公立社会教育施設の充実について

陳第 532号 中小企業融資制度に係る市町村負担軽減の支援について

陳第 534号 U I J ターン就業・創業移住支援事業の要件等の見直しについて

陳第 535号 学習旅行実施に伴う助成について

陳第 536号 陸上競技場公認更新における補助制度の創設について

- (1) 商業及び工業の振興について
- (2) 雇用、人材育成について
- (3) 労働対策について
- (4) 観光の振興について
- (5) スポーツの振興について
- (6) 公営企業の管理運営について

2 継続審査及び調査を必要とする理由

なお慎重に審査及び調査を要するため。

総務企画警察委員会審査報告書

令和7年10月9日

長野県議会議長 依田明善様

総務企画警察委員長 大畠俊隆

次の議案は、原案どおり可決すべきものと決定しました。

◎ 総務企画警察委員会

第 1 号 令和 7 年度長野県一般会計補正予算（第 3 号）案中

第 1 条 歳入歳出予算の補正中

歳 入 全 部

歳 出

第 2 款 総 務 費

第 10 款 警 察 費

第 2 条 繰越明許費中の一部

第 3 条 債務負担行為の補正中の一部

第 4 条 地方債の補正

第 4 号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案

第 5 号 長野県県税条例の一部を改正する等の条例案

総務企画警察委員会陳情審査報告書

令和7年10月9日

長野県議会議長 依田明善様

総務企画警察委員長 大畠俊隆

次の陳情は、採択すべきものと決定しました。

陳第 524号 路線バスに係る地域間幹線系統確保維持費補助金の拡充
について

閉会中継続審査及び調査申出書

令和7年10月9日

長野県議会議長 依田明善様

総務企画警察委員長 大畠俊隆

当委員会は、下記の事件を閉会中も、なお、継続して審査及び調査する必要があると決定しましたので、手続きしてください。

記

1 事件

請第 7号 日本国憲法の理念を生かし、イスラエル・パレスチナ紛争の即時停戦、人道支援の徹底、早期の平和的解決に全力を尽くすことを求める意見書提出について

陳第 1号 一般家庭で使用する除雪機の購入に対する補助制度について

陳第 200号 住宅除雪支援事業の拡充について

陳第 217号 年金制度における外国人への脱退一時金の是正を求める意見書提出について

陳第 220号 バス等公共交通における支援策、固定資産税の減免措置及び免税軽油制度の継続について

陳第 276号 ながの電子調達システム利用に対する市町村への財政支援等について

陳第 522号 地域公共交通に関する支援について

陳第 525号 地域鉄道安全性向上事業費補助金の拡充について

- (1) 県行政の総合的な企画調整について
- (2) 県財政事情について
- (3) 行政組織・機構及び県有財産の管理について
- (4) 市町村行財政について
- (5) 国際交流について
- (6) 警察施設及び装備の整備について
- (7) 防犯及び少年非行防止対策について
- (8) 交通指導取締り対策及び交通安全施設の整備について

2 繼続審査及び調査を必要とする理由
なお慎重に審査及び調査を要するため。

閉会中継続審査及び調査申出書

令和7年10月3日

長野県議会議長 依田明善様

決算特別委員長 花岡賢一

当委員会は、下記の事件を閉会中も、なお、継続して審査及び調査する必要があると決定しましたので、手続きしてください。

記

1 事件

- 第24号 令和6年度長野県一般会計及び特別会計の決算の認定について
第25号 令和6年度長野県企業特別会計剰余金の処分及び決算の認定について

- (1) 令和6年度長野県一般会計及び令和6年度長野県特別会計の決算状況に関する事項
(2) 令和6年度長野県総合リハビリテーション事業会計、令和6年度長野県流域下水道事業会計、令和6年度長野県電気事業会計及び令和6年度長野県水道事業会計の決算状況に関する事項

2 継続審査及び調査を必要とする理由

なお慎重に審査及び調査を要するため。

議員の派遣について

令和7年10月10日

地方自治法第100条第13項の規定により、下記のとおり議員を派遣する。

記

- 1 目的 インドネシア共和国における県内企業の進出状況、新規市場開拓、外国人材確保、インバウンド等について調査し、政策立案・審査に資する。
- 2 場所 インドネシア共和国
- 3 期間 令和7年10月20日から10月24日まで
- 4 派遣議員 丸茂岳人 埋橋茂人

議員の派遣について

令和7年10月10日

地方自治法第100条第13項の規定により、下記のとおり議員を派遣する。

記

1 目的 第25回都道府県議会議員研究交流大会

2 場所 東京都

3 期間 令和7年11月11日

4 派遣議員 竹内正美 大井岳夫 山田英喜
向山賢悟 垣内将邦 望月義寿
佐藤千枝 小山仁志 グレート無茶
加藤康治 藤岡義英

議員の派遣について

令和7年10月10日

地方自治法第100条第13項の規定により、下記のとおり議員を派遣する。

記

- 1 目的 地方議会活性化シンポジウム 2025
- 2 場所 東京都
- 3 期間 令和7年11月13日
- 4 派遣議員 寺沢功希